

告 示

埼玉県収用委員会告示第四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

令和七年一月二十一日

埼玉県収用委員会会長 久保村 康 史

一 事件番号

埼玉県収用委員会令和六年度第一号

二 起業者の名称及び所在地

埼玉県 代表者 埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

三 事業の種類

草加都市計画道路事業三・三・三号草加三郷線及び三・三・四号浦和東京線

四 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

所在 埼玉県草加市両新田東町字塚田

地番 二百五番三

地目 登記簿 畑

現 況 雑種地

地積 登記簿 二百四十四平方メートル

実 測 二百七十七・八一平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 二十四・九七平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所

長谷川 敦

埼玉県草加市柳島町五十三番地

六 土地に関して権利を有する関係人の名称、所在地及びその権利の種類

名 称 財務省（取扱庁 川口税務署）

所 在 地 埼玉県川口市青木二丁目二番十七号

権利の種類 抵当権

登記受付年月日 平成三十一年四月九日 第九六六三号

七 裁決手続の開始を決定した日

令和七年一月十五日